

○ 社債、株式等の振替に関する命令（平成十四年内閣府令第五号）

		改 正 案	現 行
		（振替機関への通知事項）	（振替機関への通知事項）
第三条	（略）	第三条 （略）	第三条 （略）

2～6

7 法第二百二十一条において読み替えて準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 法第二百二十一条において読み替えて準用する法第六十九条第一項の信託の設定が、投資信託契約締結当初に係るものである場合

次に掲げる事項

イ・ロ （略）

ハ 委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権にあつては、委託者の商号（当該委託者が適格投資家向け投資運用業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十九条の五第一項に規定する適格投資家向け投資運用業をいう。以下この号において同じ。）を行うことにつき同法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十一項に規定する金融商品取引業者をいう。以下この号において同じ。）であるとき

2～6

7 法第二百二十一条において読み替えて準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 法第二百二十一条において読み替えて準用する法第六十九条第一項の信託の設定が、投資信託契約締結当初に係るものである場合

次に掲げる事項

イ・ロ （略）

ハ 委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権にあつては、委託者の商号

は、その旨を含む。)

二(ニ)ヌ (略)

ル 委託者が運用の指図に係る権限を委託する場合においては、当該委託者がその運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称(当該者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。)及び所在の場所

ヲ 受託者が運用に係る権限を委託する場合においては、当該受託者がその運用に係る権限を委託する者の商号又は名称(当該者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。)及び所在の場所

(新設)

ワ ル又はヲの場合における委託に係る費用

カ 委託者が運用の指図に係る権限を委託する場合又は受託者が運用に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容

ヨ (略)

8
8
11
(略)

(投資口に関する株式に係る規定の準用)

第四十六条 第十一条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第二百三十条第一項第九号に規定する主務省令で定める事項について、第十二条の規定は法第二百二十八条第一項において準用す

二(ニ)ヌ (略)

ル 委託者又は受託者が運用の指図に係る権限を委託する場合においては、当該委託者又は受託者がその運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所

(新設)

ワ ルの場合における委託に係る費用

カ 委託者が運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容

ヨ (略)

8
8
11
(略)

(投資口に関する株式に係る規定の準用)

第四十六条 第十一条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第二百三十条第一項第九号に規定する主務省令で定める事項について、第十二条の規定は法第二百二十八条第一項において準用す

る法第百三十一条第一項に規定する主務省令で定める場合について
、第十三条（第一号に係る部分に限る。）の規定は法第二百二十八条
条第一項において準用する法第二百三十一条第一項に規定する当該投
資法人に準ずる者として主務省令で定めるものについて、第十四条
（第一号及び第七号イに係る部分に限る。）の規定は法第二百二十
八条第一項において準用する法第二百三十一条第一項に規定する投資
主又は登録投資口質権者となるべき者として主務省令で定めるもの
について、第十五条（第一号及び第七号に係る部分に限る。）の規
定は法第二百二十八条において読み替えて準用する法第二百三十一条
第一項第四号に規定する主務省令で定める事項について、第十六条
（第一号及び第七号に係る部分に限る。）の規定は法第二百二十八
条第一項において準用する法第二百三十三条第二項に規定する主務省
令で定める者について、第十七条の規定は法第二百二十八条第一項
において準用する法第二百三十三条第二項に規定する主務省令で定め
るものについて、第十八条の規定は法第二百二十八条第一項におい
て準用する法第二百三十三条第二項に規定する主務省令で定める場合
について、第十九条の規定は法第二百二十八条第一項において準用
する法第二百三十八条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項
について、第二十一条の規定は法第二百二十八条第一項において準用
する法第二百五十五条第一号に規定する申出について、第二
十二条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第二百五
十五条第三項に規定する主務省令で定める事項について、第二十三
条第一項の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第二百

る法第二百三十一条第一項に規定する主務省令で定める場合について
、第十三条（第一号に係る部分に限る。）の規定は法第二百二十八条
条第一項において準用する法第二百三十一条第一項に規定する当該投
資法人に準ずる者として主務省令で定めるものについて、第十四条
（第一号及び第七号イに係る部分に限る。）の規定は法第二百二十
八条第一項において準用する法第二百三十一条第一項に規定する投資
主又は登録投資口質権者となるべき者として主務省令で定めるもの
について、第十五条（第一号及び第七号に係る部分に限る。）の規
定は法第二百二十八条において読み替えて準用する法第二百三十一条
第一項第四号に規定する主務省令で定める事項について、第十六条
（第一号及び第七号に係る部分に限る。）の規定は法第二百二十八
条第一項において準用する法第二百三十三条第二項に規定する主務省
令で定める者について、第十七条の規定は法第二百二十八条第一項
において準用する法第二百三十三条第二項に規定する主務省令で定め
るものについて、第十八条の規定は法第二百二十八条第一項におい
て準用する法第二百三十三条第二項に規定する主務省令で定める場合
について、第十九条の規定は法第二百二十八条第一項において準用
する法第二百三十八条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項
について、第二十一条の規定は法第二百二十八条第一項において準用
する法第二百五十五条第一号に規定する申出について、第二
十二条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第二百五
十五条第三項に規定する主務省令で定める事項について、第二十三
条第一項の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第二百

五十一条第七項に規定する通知について、第二十三条第二項の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第一百五十二条第七項に規定する主務省令で定める事項について、第二十四条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第一百五十二条第一項に規定する主務省令で定めるものについて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第二十三条第二項 会社法		
投資信託及び投資法人 に関する法律第七十七条 の三第三項において 読み替えて準用する会 社法		

五十一条第七項に規定する通知について、第二十三条第二項の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第一百五十二条第七項に規定する主務省令で定める事項について、第二十四条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第一百五十二条第一項に規定する主務省令で定めるものについて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第二十三条第二項 会社法		
投資信託及び投資法人 に関する法律（昭和二 十六年法律第百九十八 号）第七十七条の三第 三項において読み替え て準用する会社法		

附
則

この命令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。